

「富岡製糸場と絹産業遺産群」等の写真利用に係る取扱基準

群馬県企画部世界遺産課

平成26年10月1日

平成27年4月13日一部改正

1 趣旨

この取扱基準は、「富岡製糸場と絹産業遺産群」等の写真（群馬県に著作権が帰属するものに限る。以下「写真」とする。）を、個人、法人又は団体が利用する場合の取扱いについて定めるものとする。

2 利用申請

写真の利用を希望する者は、「富岡製糸場と絹産業遺産群」等写真利用許諾申請書（様式1）を知事宛てに提出し、あらかじめ利用の許諾を受けなければならない。

なお、申請は、成果物の発行者（法人又は団体にあたっては、その代表者）が行うものとする。

3 利用許諾

知事は、写真の利用が以下のいずれかに該当すると認められる場合を除き、写真の利用を許諾し、申請者に対して「富岡製糸場と絹産業遺産群」等写真利用許諾通知書（様式2）により通知する。

また、許諾しない場合は、「富岡製糸場と絹産業遺産群」等写真利用不許諾通知書（様式3）により通知する。

- ・利用目的が、「富岡製糸場と絹産業遺産群」等の価値の伝達・普及広報に資さない場合
- ・写真自体を営利目的で利用する場合
（例）写真自体の販売や賃貸、写真自体に商品性が依存するもの（写真集、カレンダー、絵はがき等）の製造・販売など。
- ・写真自体の加工をする場合。ただし、被写体のイメージを損なわない範囲でのトリミング及び画質補正は、この限りでない。
- ・公序良俗に反する場合
- ・法令に反する場合
- ・第三者を誹謗中傷する場合
- ・群馬県及び「富岡製糸場と絹産業遺産群」等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- ・群馬県が特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれがある場合
- ・申請者及び申請者の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関

係を有している者である場合。

- ・その他、許諾することが適当でないとし事が認めた場合

4 利用料

利用料は、無料とする。

5 利用許諾の取り消し

利用許諾後に当該写真の利用が3に掲げる事項に該当すると判明した場合は、知事は、「富岡製糸場と絹産業遺産群」等写真利用取消通知書（様式4）により、その利用許諾を取り消すことができる。この場合において、群馬県は、その損失の補償の責任を負わない。

6 利用者の遵守事項

写真の利用者は、以下の事項を遵守するものとする。

- ・写真の著作権は、群馬県に帰属する。よって善良な管理者の注意をもって著作権保護に努め、写真の管理を行うこと。
- ・群馬県が認めた場合を除き、写真が群馬県から提供されたことを明記すること。
- ・成果物の完成後30日以内に、成果物を1部群馬県に提出すること。
- ・群馬県が許諾した目的以外の利用又は転載を行わないこと。

7 責任の制限

写真の利用により利用者と第三者との間に紛争が生じ、利用者が損害の賠償又は損失の補償を求められた場合にも、群馬県は一切責任を負わない。